

# 特定実験試験局制度の概要について

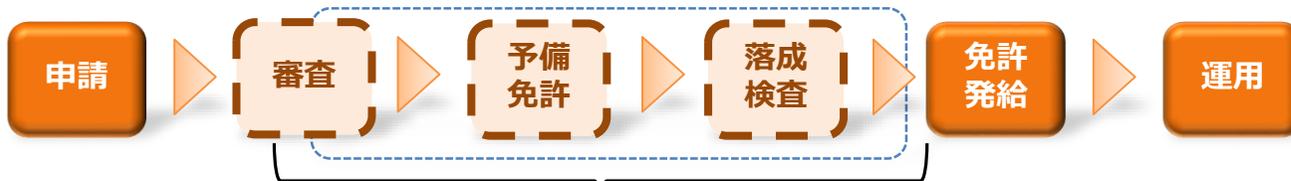
## 見直しの背景

- 特定実験試験局制度については、これまで、混信防止の観点から、各総合通信局等の単位で、無線局に利用されていない周波数を選定し、特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を公示してきたところ。
- 一方で、昨今、地方公共団体等より、Wi-Fi等に利用されている周波数帯を利用して、小型無人機(ドローン)を活用した実証実験や、IoT機器(ウェアラブル端末等)の開発など、特区等の特定の地域内において、迅速な実験試験局免許手続きを求める要望が寄せられている。
- このようなニーズへの対応のため、本制度をより柔軟に運用可能とするよう見直しを行ったもの。

## 特定実験試験局制度の特徴

特定実験試験局制度は、電波を用いた実験等を実施するために必要となる無線局(実験試験局)について、総務大臣が公示する周波数・地域・期間・空中線電力の範囲で開設する等の一定の基準を満たした場合は、免許取得手続きを簡素化する制度。

### <通常の免許手続きとの比較>



特定実験試験局においては、審査が簡素化される他、予備免許・落成検査の省略が可能。

### <特定実験試験局のメリット>

申請から免許までの処理期間が1~2週間\*へと短縮(通常の免許の標準処理期間は最大6ヶ月)。

大学やメーカーの研究機関等における迅速な技術開発・製品化を促進。

※国家戦略特区に対しては、更なる迅速化のための特例措置を実施。

## 国家戦略特区に対応した特定実験試験局制度の特例措置

特定実験試験局制度の特例措置は、国家戦略特別区域での区域計画に規定する特例事業に該当する場合、免許申請前の段階で申請内容の予備審査を行うことなどにより、免許発給までの手続きを大幅に短縮する措置

